

.

.

.

.

.

.

.

.

.



近年、社会福祉協議会（以下「社協」という。）を取り巻く環境は大きく変わりつつあります。少子高齢社会の進展による認知症高齢者や一人暮らし高齢者の増加、中高年の引きこもりや孤独死の誘因となる社会的孤立、児童等への虐待、所得格差を背景とした生活困窮者の増加、大規模災害への対応など、社協が向き合わなければならない地域の生活課題は複雑多岐にわたり、しかも深刻化しています。これらの生活課題を公的サービスだけで解決するのは、事業運営上も費用面においても困難となっています。

一方、福祉サービス・活動の担い手も、従来の自治体や社会福祉法人のほか、NPO法人や民間企業、ボランティア、一般市民と多様化しています。

このような社会状況の中で、地域福祉を推進するうえで中核的な役割を担う社協の役割はますます重要となっています。社協が地域の身近な存在として市民の期待に応えていくためには、従来からの事業の実施に終始することなく、社会状況の変化と市民ニーズの変化を敏感にキャッチし、社協とそこに従事する職員がそれらの変化に対応する力量を保有し、新たな施策や経営のあり方にチャレンジすることが強く求められています。

特に、行政の福祉施策の充実とともに、地域住民がともに支え合いながら地域福祉活動を展開していくことが求められています。そうした中で、社協は一人ひとりの生活課題を地域の課題としてとらえ、人と人、人と地域を有機的につなぎ、新たな支え合いの仕組みづくりを行いながら、解決に取り組みます。「新・社会福祉協議会基本要項」では、住民の自主的な活動への参加と組織化の推進（地域組織化活動（コミュニティオーガニゼーション）など、「住民活動主体の原則」に基づいた社会福祉協議会の活動のあり方を明らかにしています。

本社協は、今まで以上に、時代に即した社会福祉協議会、市民に信頼される社会福祉協議会になるよう、現在の組織や財政基盤及び活動を見つめ直し、変革にチャレンジしていくため、今回、「社会福祉協議会強化計画」を策定することとしました。

また、社協が市民や各種団体に呼びかけて策定する民間分野の地域福祉推進のための計画である地域福祉活動計画については、平成30年度で第3次計画が期間満了となりますが、今後市が策定する地域福祉計画と一体的に策定することとし、今回は次期地域福祉活動計画の策定をしないこととしました。そこで、本社協も参画して市が策定した「第3次鯖江市地域福祉計画」の中から市民や民間団体の役割を定めた施策の一覧に本社協の事務事業を表示したものを添付するとともに、重点実施事業や重点検討事業を定めることとしました。

なお、この計画の名称は「鯖江市社会福祉協議会強化計画」とし、「ニッポン1億総活躍プラン」で提唱した「地域共生社会」の実現と「福祉のまちづくり」を推進していきます。

「 Ⅱ （ 七 ）

社会福祉協議会は、

- ①地域における住民組織と公私の社会福祉事業関係者等により構成され、
- ②住民主体の理念に基づき、地域の福祉課題の解決に取り組み、誰もが安心して暮らすことのできる地域福祉の実現をめざし、
- ③住民の福祉活動の組織化、社会福祉を目的とする事業の連絡調整 5 および事業の企

- 画・実施などを行う、  
④市区町村、都道府県・指定都市、全国を結ぶ公共性と自主性を有する民間組織である。

&

社会福祉協議会は、次の原則をふまえ、各地域の特性を生かした活動をすすめる。

- (1) 広く住民の生活実態・福祉課題等の把握に努め、そのニーズに立脚した活動をすすめる。 【住民ニーズ基本の原則】
- (2) 住民の地域福祉への関心を高め、その自主的な取り組みを基礎とした活動をすすめる。 【住民活動主体の原則】
- (3) 民間組織としての特性を生かし、住民ニーズ、地域の福祉課題に対応して、開拓性・即応性・柔軟性を発揮した活動をすすめる。 【民間性の原則】
- (4) 公私の社会福祉および保健・医療、教育、労働等の関係機関・団体、住民等の協働と役割分担により、計画的かつ総合的に活動をすすめる。 【公私協働の原則】
- (5) 地域福祉の推進組織として、組織化、調査、計画等に関する専門性を発揮した活動をすすめる。 【専門性の原則】

鯖江市社会福祉協議会は、鯖江市における地域福祉を推進する中核的な団体として、誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくりを推進することを使命とします。

#### 【解 説】

全国社会福祉協議会（以下「全社協」という。）地域福祉推進委員会策定の「市区町村社協経営指針（平成15年3月作成・17年3月改訂）」に基づき、上記のとおり定めた。

#### （地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

鯖江市社会福祉協議会は、この使命を達成するために、以下の経営理念に基づき事業を展開します。

- ① 住民参加・協働による福祉社会の実現
- ② 地域における利用者本位の福祉サービスの実現
- ③ 地域に根ざした総合的な支援体制の実現
- ④ 地域の福祉ニーズに基づく先駆的な取り組みへのたゆみない挑戦

#### 【解説】

##### ① 住民参加・協働による福祉社会の実現

- 住民参加・協働による福祉社会の実現とは、地域住民、民生委員・児童委員、社会福祉施設、ボランティア及び市民活動団体や福祉サービスを提供する事業者など地域のあらゆる団体・組織の相互理解と協働によって市民参画型の福祉社会を実現することである。
- 地方分権化の潮流の中で、近年のNPO法人をはじめとする市民活動が、市町村行政とのパートナーシップにより、地域の多様な課題の解決や福祉サービスの提供にあたるなど、住民参加・協働による新しい公共づくりの取り組みが広がっている。福祉課題は、それぞれの分野に共通する課題であり、こうした団体が福祉のまちづくりのための取り組みに参加することを促進することが重要である。
- こうした点を踏まえ、住民参加や協働にもとづいた福祉コミュニティづくりやそれを通じた市民参画型福祉社会の実現を、社協の経営理念として位置づけた。

##### ② 地域における利用者本位の福祉サービスの実現

##### ③ 地域に根ざした総合的な支援体制の確立

- 「地域における利用者本位の福祉サービスの実現」とは、地域において、誰もが地域社会の一員として尊厳をもった生活が送れるよう自立支援や利用者本位の福祉サービスを実現することであり、「地域に根ざした総合的な支援体制の実現」とは、地域の福祉ニーズに対して、多様な公私の福祉サービスや福祉活動（インフォーマルなサービスや活動を含む）と、保健、医療、教育、交通、住宅、就労等のあらゆる生活関連分野の活動が連携し、身近な地域で総合的かつ効果的に展開される支援体制を整備することである。
- 地域福祉推進の目的を達成するには、福祉サービスが自立支援や利用者の立場に立った質の高いものであると同時に、地域住民に密着したところでの「福祉の総合化」を図ることが必要である。さらに、その取り組みを通じて地域住民の福祉意識の醸成を図ることが重要である。

##### ④ 福祉課題の把握と先駆的事业の開発へのたゆみない挑戦

- 「地域の福祉ニーズに基づく先駆的な取り組みへのたゆみない挑戦」とは、制度の谷間にある福祉課題や社会的支援を要する人々への対応に重きをおき、常に事業展開を通じて地域の福祉課題をとらえ直し、地域住民やあらゆる団体・組織に働きかけ、新たな福祉サービスや活動プログラムの開発にたゆみなく挑戦することである。

- 先駆的な取り組みは、日頃の活動を通じて福祉課題を把握するとともに、地域全体の課題として提起し、多様な事業展開に結びつける努力が不可欠である。このことは、社協の大きな役割であることを認識しなければならない。

鯖江市社会福祉協議会は、公益性の高い非営利・民間の福祉団体として、その使命及び経営理念を実現するために、以下により組織運営を行います。

- ① 地域に開かれた組織として、運営の透明性と中立性、公正さの確保を図るとともに、情報公開や説明責任を果たします。
- ② 事業の展開にあたって、住民参加を徹底します。
- ③ 事業の効果測定やコスト把握等の事業評価を適切に行い、効果的で効率的な自律した経営を行います。
- ④ 全ての役職員は、高潔な倫理を保持し、法令を遵守します。

#### 【解説】

- 鯖江市社協は、「社会福祉を目的とする事業を経営する者」と「社会福祉に関する活動を行う者」が参加する公益性の高い非営利・民間の福祉団体であり、こうした組織特性に基づく組織運営が求められる。
- したがって、組織運営にあたっては、第1に、地域に開かれた組織として社協運営の透明性と中立性、公正さの確保を図り、事業や財務内容の公開を積極的に行うとともに、説明責任を果たすことが求められる。
- 第2に、事業の実施にあたって、地域の広範な団体と協働し、徹底した住民参加により進めることが求められる。
- 第3に、経営について責任ある組織的な判断を可能とするために、事業の効果測定やコスト把握などを行い、適切に事業評価を行うことが求められる。
- 第4に、全ての社協の役職員は、高い倫理意識を保持し、日頃から、法令等を遵守してルールを守った活動を行うことが必要である。いわゆる「法令遵守」とは、法律や政・省令に加え、通知や条例、諸規則、各種規程類のほか、倫理、社会規範、モラル、マナーなど、社協が社会的な評価・信頼を得るために必要なルールすべてを、日常のあらゆる活動において役職員が遵い守ることを指す。法令遵守は地域からの信頼を得るために最も重要な事項である。

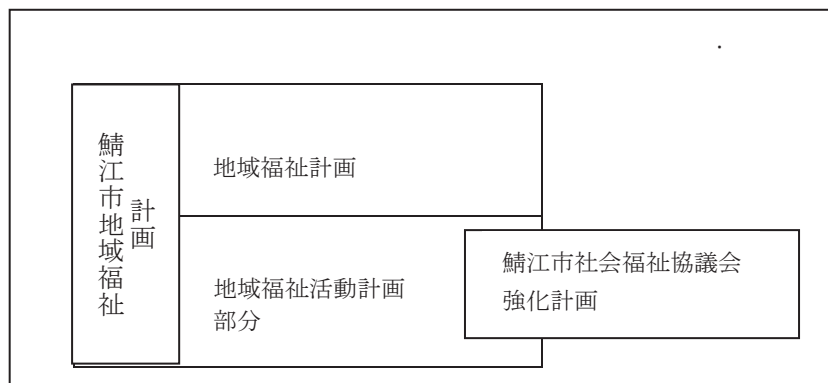
地域福祉推進のための基盤や体制を定める「地域福祉計画」と、住民や民間団体の活動の方向性を定める「地域福祉活動計画」は、密接に関係するため、一体的に策定する自治体も出てきています。

平成 24 年度から平成 28 年度までの 5 年間を計画年度とする「第 2 次鯖江市地域福祉計画」においては、地域福祉を推進するため、行政だけでなく、地域住民、福祉団体、福祉事業者等の地域福祉活動の方向性も示し、施策も定めています。地域福祉計画と地域福祉活動計画を一体化した構成と内容となっており、現在施行されている「第 3 次鯖江市地域福祉計画」（平成 29 年度から令和 3 年度を計画期間）も、同様の考え方を踏襲しています。

そこで、現行の「第 3 次鯖江市地域福祉活動計画」は、平成 30 年度で計画期間満了となりますが、「第 3 次鯖江市地域福祉計画」（計画期間：平成 29 年度～令和 3 年度）における民間分野の活動に関する定めを地域福祉活動計画とみなし、本書においては、民間分野の地域福祉活動計画の部分を一覧表にして明示しました。

なお、次期の「第 4 次地域福祉計画」においては、鯖江市地域福祉計画と鯖江市地域福祉活動計画を一体的に策定するよう市と協議します。

また、今回策定する「鯖江市社会福祉協議会強化計画」においては、鯖江市社会福祉協議会の組織体制、財政基盤、事業実施基盤の強化と地域福祉活動において重点的に実施したり、検討したりする事業を定めました。



《参考》

#### (1) 地域福祉計画

平成 12 年に改正施行された社会福祉法に基づいた行政計画です。地域福祉推進の主体である「地域住民」の参加を得て、一番身近な行政組織である各市町村が地域福祉推進のための基盤や体制について定めたものです。

鯖江市においては、平成 19 年度から平成 23 年度までの 5 年間を計画期間とする「第 1 次鯖江市地域福祉計画」、平成 24 年度から平成 28 年度までの 5 年間を計画期間とする「第 2 次鯖江市地域福祉計画」、そして現行の計画として、平成 29 年度から令和 3 年度までの 5 年間を計画年度とする「第 3 次鯖江市地域福祉計画」が策定されています。

#### (2) 地域福祉活動計画

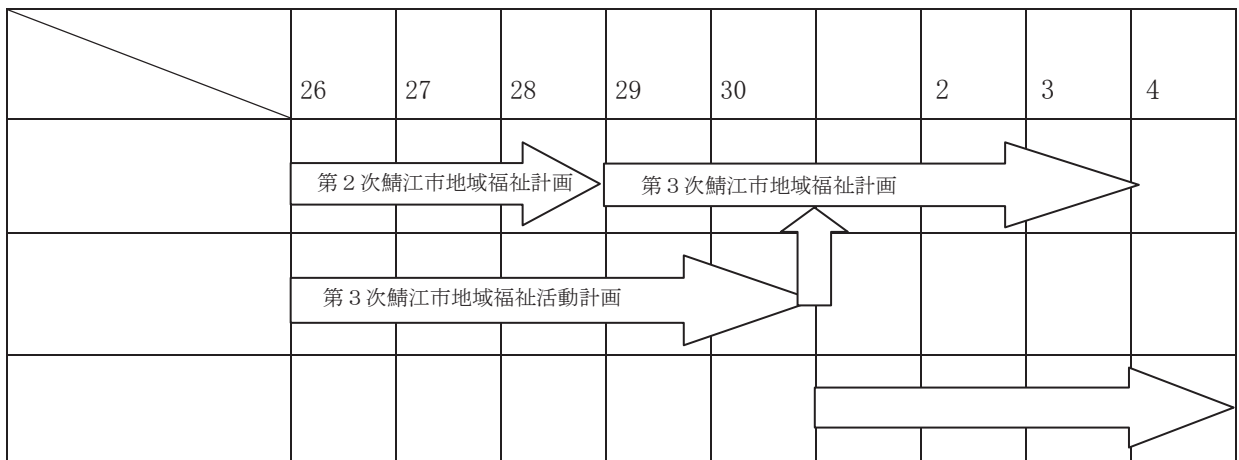
法律によるものでも義務化されたものでもありませんが、行政で策定される「地域福祉計画」を計画的、効率的に推進していくために、住民や民間福祉団体で策定される「地域福祉活動計画」が必要であると考えられるようになりました。

この「地域福祉活動計画」は、社協の活動計画ではなく、民間相互の協働計画で、社協を中心としながらも地域住民、福祉団体、福祉事業者等のこれからの地域福祉活動の方向性を示したものであり、それぞれがこの計画の趣旨を念頭に活動を展開し、有機的に結ばれることにより、地域福祉が一層充実するものと考えられています。

本社協においては、第1次計画（平成9～13年度）、第2次計画（平成20～24年度）、第3次計画（平成26～30年度）を策定しました。

### （3）社会福祉協議会強化計画

社協を取り巻くさまざまな変化に対応するために、各社協が将来のビジョンを明らかにし、取り組むべき重点課題を定め、それに計画的に取り組めるよう具体的方法を定めるものです。



3

4

鯖江市社会福祉協議会強化計画は、開始年度を令和元年度とし、目標年度を第3次鯖江市地域福祉計画の最終年度の翌年度である令和4年度までの4ヶ年計画とします。

ただし、計画策定年度の平成30年度においても、早急に実施すべき事務事業のうち、すぐに着手できるものは令和元年度を待たず実施しました。







	2-1		
	2-2		
	2-3	2	
	3-1	1 重点事業の実施	
		2 重点事項の検討	
	3-2	第3次鯖江市地域福祉計画施策体系と市社会福祉協議会の事業	

「鯖江市社会福祉協議会の組織運営」の実現のためには、組織体制の強化は非常に重要です。また、平成 29 年 4 月施行の社会福祉法改正により、経営組織のガバナンスの確保・強化がより求められるようになりました。そこで、社会福祉法人のガバナンスとは、「法人が、利用者・職員・地域社会等の立場を踏まえた上で、透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うための仕組み」ということとなりますが、今回の改正では「透明・公正な意思決定を行うための仕組み」が重視されています。

評議員会は、理事（会）を牽制・監督する作用が期待されていますし、理事（会）に求められる大きな役割は、①理事会での意思決定が不透明・恣意的に行われていないかの監督、②理事会での意思決定に基づいた業務執行を理事長（会長）等がしているかの監督、③権限を委任した理事長（会長）等の意思決定および業務執行が不透明・恣意的に行われていないかの監督です。監事は、理事（会）の内部統制システムが稼働しているか監視・検証する必要があります。

理事会や評議員会はそれぞれの機能を十分果たし、理事・監事・評議員は責任感とビジョンを持ちそれぞれの役割を全うすることが求められています。

住民会員制度を採用している本社協においては、住民が社協運営に参画できる仕組みや直接意見を言える仕組みの構築が求められています。

事務局は、適正な事務処理を行うとともに、実務に携わる者として常に自分が携わる業務を改善すべきところがないか点検し、あれば改善していく姿勢が必要です。

現在、理事 12 人、監事 3 人、評議員 40 人の構成となっています。社会福祉法の改正により、理事会の組織運営に係る意思決定や責任が強化され、牽制機能をもつ評議員会の役割が明確化されました。法人運営の透明化と高度化が求められています。

- ① 役員の選出について、民主的な選出方法を研究します。特に住民会員制度を採用している観点から、住民が参画できる制度を研究します。
- ② 責任ある役員の職責を果たすため、役員報酬や費用弁償について検討します。
- ③ 評議員会の出席者が少ないため、その対策を検討します。

平成 25 年度以降資金収支も赤字に陥るなど、苦しい財政状況を強いられており、職員の削減を行ってきました。今や最低限の職員数で業務を行っており、新たな課題に挑戦する余

裕を持ちづらいのも事実ですが、本社協には、新たな課題を発見しその課題に対応する組織、事業評価をする仕組み、そしてチャレンジ精神旺盛な職員が必要です。

人事異動が少ないこともあって、業務がマンネリ化しやすい側面があることも認識しなければなりません。

マナーや法令順守等職員としての基本的事項について定期的に研修することが必要です。

職員アンケートでは、給与や手当などの要望と併せ、情報提供の要望がありました。また、年休が取りやすいという意見もあり、引き続き職員の協力による快適な職場づくりが求められています。

- ① 人材育成方針を策定し、研修等への積極的参加及び開催を図ります。
- ② 人材育成方針の周知を図り、上席職員の認識を高めます。

- ① 職員のサービス向上意識及びコスト意識の高揚を図るため、係長会議等で財政状況を説明するとともに、市民・利用者本位のサービス向上意識の啓発を行います。また、目標管理制度の導入も検討します。
- ② 業務のマンネリ化防止のためには、職員が自らの業務を更に向上させることができないか常に検証する姿勢が必要です。業務の改革意識を啓発します。

- ① 業務のマンネリ化を防止するため、定期的に人事異動を行います。各分野で、どの程度の期間で異動するのが適当なのか研究を行います。
- ② 資格が必要な部署もあるので、資格取得にも積極的に取り組みます。

- ① 組織内の情報共有に留意します。特に総務関係の情報は、係長会議やメールにより円滑に提供するよう留意します。また、記録を残し、それを組織内で情報共有することも推進します。

- ① 社協職員として誇りが持てる職場づくりを研究し、できることから実施します。

組織の基本業務である例規関係、会計関係、職員のサービス関係、危機管理等に改善が必要です。このことは、業務の水準低下の大きな原因となることから、市民を会員とする社会福祉協議会にとって非常に重要なことです。現在も点検、改善を図っていますが、引き続き改善を図っていきます。

現状と合わない規程が見受けられます。適正な例規は適正な業務を行う土台となるものであり、社会福祉法人の改正に対する対応も含め、早期に各種規程の適正化のための改正を図ります。

会計事務における組織の意思決定手続きが行政に比べると不備であり、高額な支出の場合は、事前に組織として支出を行ってもよいか、業者指名は適正かなどを点検確認する必要があります。会計事務の適正化を図ります。

- ① 市民やサービス利用者から現金を預かったり、団体の通帳を預かったりする場合の処理方法が適正かどうか確認し、不備な点があったら、取扱いの変更を行います。
- ② 金庫で保管している物品や金銭が長期間放置されることが無いよう定期的に検査します。平成 30 年度より実施していますが、引き続き実施していきます。
- ③ 普通預金の入金・出金は週に 1 回通帳のコピーを会計担当者から事務局長に渡すことをルール化しており、今後も継続します。定期預金等については、決算時も含め、年に 2 回程度確認します。

善意銀行の貸付金や介護保険サービスの利用料等について催告書を送付しているだけという状況でした。また、時効期間が経過しているにもかかわらず、償却処理していない事例も多くありました。

そこで、平成 30 年度から家庭訪問による納付催告や債権回収、行方不明者には戸籍や住民登録の調査を行い催告を行うようにしており、不良債権については償却処理を行いましたが、引き続きこれらの取組を実施します。

毎年、財産台帳に登載してある財産の存在を確認します。

公文書は財産であることをすべての職員が認識し、公文書の適正保管に努め、毎年、文書保存台帳への登載、廃棄等の事務を適正に行います。

自然災害が全国的に多発する中、本社協においてもタイムライン等の考え方も取り入れ、実際に役立つ危機管理マニュアルとなっているか見直しを行います。

社協を取り巻く環境は変化しつつあり、マンネリ化した社協では、新たな課題に対応できませんし、市民の信頼も得られません。

常に自分の業務を点検し、見直すところは見直す社協を目指します。

市民の福祉向上のため、新たな課題の解決のため、考え、行動する職員を育成します。そのためには、職員の意識改革が必要であり、上席の職員が範を示すことも必要です。

業務の水準を向上させたり、新たな課題に挑戦するためには、風通しのよい職場が必要です。上席職員は、部下の意見をよく聞くことが重要です。

また、働きやすい職場には職員の協調性が重要であり、職員間のコミュニケーションも重要です。そのことに配慮した職場づくりを検討していきます。

広く多くの住民が来訪しやすい開かれた社協づくりを目指し、施策を検討します。

本社協は、平成 24 年度に資金収支差額で赤字に転落し、以降赤字が継続しており、財政面の課題が大きい状況です。

この赤字は、平成 25 年 1 月に財政の見通しが不十分なまま、嘱託職員の正職化や前歴換算年数の大幅増加等を行ったことが直接の原因ですが、介護報酬の抑制や市からの補助が他の市町に比べて少ないことが根本的な原因です。

本社協は、赤字転落に伴い職員数の抑制等人件費の圧縮をしましたが、地域での競争力の低下や、職員の意欲の低下、サービスの質の低下を促進するという悪循環に陥ることが危惧されます。

社会福祉協議会の中核的な事業である地域福祉活動を推進するための事業はもともと「採算」という観念では考えられないものです。

社協は、他の社会福祉法人と比べて、地域社会・地域住民とのつながりが強い組織であり、しかも、社会福祉法人やボランティア団体等さまざまな機関・団体との連携・ネットワークにより事業を行なう極めて公益性の強い組織であり、経営戦略、組織戦略、マーケティングといった「経営管理」、各種サービスや活動の品質管理・工程管理等の「運営管理」、一般法令（民法等）や個別法令（社会福祉法、介護保険法）、各種の通知等を遵守する「経営法務」など幅広い観点の取組が求められています。

社協の住民会員制度は、社協の行う事業を地域住民の参加・協力・支持によって進めるために必要であり、会費は住民主体による経営体制を確立するための貴重な自主財源として位置づけられています。

会員には、区長を通じて世帯を単位に会費を依頼する「一般会員」と、企業や個人へ賛助会費を依頼する「賛助会員」があります。近年の納入状況をみると「一般会費（一般会員）」では、微減傾向にあります。平成 30 年度においては、歯止めがかかりましたが、一時的なものであり、全体的には微減傾向です。

要因として、町内会で町内会費の中からまとめて払うため、町内会の財政上抑制傾向になることが考えられます。また、「賛助会費（賛助会員）」は、各地区の地区社協で会社等に協力依頼と収納をお願いしていますが、負担感を訴える地区社協もあります。賛助会費の業務の見直しが求められています。

- ① 社協は市民を会員とした組織であり、社協の事業や役割に加え、住民会員制度を十分に広報し、住民の理解を深めることに努めます。
- ② 社協会費の全町内納入を確保するため、社協会費を納入していない町内については、納入を催促します。

自主財源の確保という点や地域福祉へ参加する一方法であるという点から、寄附文化の醸成を図る必要があります。社協の財源が不足していることから、共同募金も含め、寄附金の確保を図る必要があります。

- ① 社協だよりやホームページ等で、社協への寄附金を募集します。
- ② 寄附金を基金で受け入れるか、一般会計で受け入れるか基準を定めます。
- ③ 大口寄附をいただいた方には感謝状を贈呈していますが、今後も時代に即した制度に改め継続します。

- ① 学校や企業とも協働し、共同募金や歳末たすけあい募金の募集を行います。
- ② 企業に呼びかけ、大口募金の増加を図ります。

社協本来の業務である法人運営や地域福祉の事業費は、市民からの社協会費と市からの補助や委託料を財源としていますが、本社協は、鯖江市からの補助額が極めて少ない状況です。社協自身も人件費の削減等努力をしていますが、それにも限界があります。社協は市民の財産であることから、市に対し相応の負担を求めていく必要があります。

市の委託事業については、一定程度改善はみられましたが、まだ赤字で受託している事業が見受けられる状況です。

県社協から委託を受けている生活福祉資金貸付事業及び日常生活自立支援事業の委託料は少なく、赤字となっています。

平成 29 年度末の貸借対照表を見ると、純資産が 1 億 2800 万円余で、平成 29 年度中に 1200 万円余減少していることから、危機的状況であることが見て取れます。

市と社協が車の両輪として市民の福祉向上に努力していく姿が本来の姿であり、市に対し、他市並みの社協運営補助を求めていきます。

市の委託事業については、赤字での受託はしないという姿勢で、委託料の増額を求めていきます。

県社協から委託を受けている生活福祉資金貸付事業及び日常生活自立支援事業の委託料が少なく、赤字となっているので、県社協に対し増額を要望していきます。

厳しい財政状況にある本社協にとって、民間財源の確保は非常に重要です。今までも、ボイラーの更新や車両の購入において民間団体の補助を受けてきましたが、更に積極的な活用が求められています。

車輛の購入や設備の更新において、民間団体の補助を積極的に活用します。

介護保険サービスや障がい福祉サービスの提供事業者として、事業を実施しています。

経営状況を見ると、資金収支（キャッシュフロー）計算上は黒字ですが、減価償却費を含める事業活動計算書（企業会計の損益計算書に当たるもの）は、赤字の状況が続いています。

近年の介護保険の制度改正により、通所介護においては機能訓練を評価する報酬に改正され、訪問介護においては身体介護を評価する報酬に改正され、本社協にとっては、厳しくなることが想定されます。介護保険制度の改正にあわせ、また社会福祉協議会としての使命を考慮し、事業の方向性を検討し、健全経営を図らなければなりません。

児童デイサービスは、事業者によってサービスの質に格差があるということで、制度改正がなされています。サービスの質の向上を検討していきます。

① 介護保険事業の収入分析や他の事業所の経営状況を把握するなどにより、介護保険事業の改正に的確に対応し、健全な経営を図ります。

① 児童デイサービスの質の向上を図ります。

① 介護保険サービスや障がい福祉サービスの加算については、研究し、請求可能なものは確実に請求します。



厳しい財政状況にある本社協にとって、無駄な出費は避けるとともに、経費節減に努力することは非常に重要です。

#### ヒ

① 不要不急の物品は購入しない、自分で修理できるものは自分で修理するなど、経費節減に努力します。

① 規程により入札すべきものは、入札を執行します。ただし、入札しなくてよい場合は、見積合わせを徹底します。また、指名業者は、賛助会費を納入又は大口募金を納入した業者とすることを徹底します。

赤字が継続している中で、財務分析や経営分析は非常に重要ですが、月々の執行状況等による把握は行っているものの、経営戦略につながるような財務分析・経営分析が必要です。

#### fi ヒ

① 財務分析や経営分析の手法を研究しながら、実施していきます。

平成 28 年 2 月に実施した第 3 次地域福祉計画策定のためのアンケートによると、社協の活動について大体知っている人が 12.2%、少し知っている人が 24.6%となっており、名前は聞いたことがあるがどんな活動をしているかは知らない人が 43.1%となっています。

困ったことが発生すると、解決に向けた情報が必要になります。社協として情報発信を積極的に行うことにより、社協の信頼も得られるものと思われま

社協だよりを定期的に発行し、お知らせや事業報告等を行います。

タイムリーに市民にお知らせしたい情報を提供できるようホームページの改修を行い、情報提供の充実を図ります。これについては、平成 30 年度に改修を終えていますが、使用しての調整を行う必要がありますので、今後取り組んでいきます。

- ① 平成 30 年度に本社協の事業説明書「鯖江市社協ハンドブック」を作成しましたが、引き続き毎年度作成します。

地域福祉の推進は、社会福祉協議会だけでは到底できません。市民、各種団体、行政などと連携・協働して取り組むことが必要です。

市民は、福祉サービスの利用者であるとともに、福祉活動の担い手でもあります。みんなで支えあい、助けあう福祉のまちづくりの主体として、市民一人ひとりが福祉に対する意識や認識を高め、地域社会の一員であることを自覚することが大切です。

また、本社協は市民を会員とする組織であり、市民は会費を納めるだけでなく、適切な運営がなされているか監視することも必要です。

社協の役職員は、あらゆる活動に「住民活動主体の原則」が反映されているか確認する姿勢が必要です。本社協は、地域における身近な生活課題の発見と解決などに市民が主体的に参加し取り組んでいけるよう、適切な情報提供等により参加の促進を図ります。

地域福祉活動計画は、市の地域福祉計画と一体的に策定したものとみなすこととしますが、地域福祉活動計画の策定を本社協が放棄したわけではありませんし、地域福祉活動計画の推進や進捗状況の把握における本社協の役割が、少なくなったわけでもありません。

むしろ、本社協強化計画の中に地域福祉活動計画の中の本社協がもつ当面の大きな課題を「重点事業・重点検討事項」として明確化したことにより、より積極的に市社協の役割を果たしていこうとするものです。

地域福祉活動計画を実際に推進することを明確化するとともに、一体的に策定された「地域福祉計画・地域福祉活動計画」を本社協が推進していく上で、今まで以上に市との連携が求められます。

本社協の業務の向上や人材育成においては、県社協との連携は欠かせません。

また、県社協の会議等に積極的に参加し、他の社協との交流や情報交換などを行っていきます。

一人ひとりの要支援者を地域で支え、生活の質を高めていくためには、福祉・保健・医療が一体となったサービスを提供する必要があり、福祉・保健・医療関係の機関や専門職の連携に努めます。

特に、地域包括支援センターやそのサブセンター、公立丹南病院、県丹南健康福祉センター、障がい関係の機関、各種サービス事業者などの機関と、日常的な情報交換から専門的な連携まで協働体制を一層充実していきます。

平成 29 年 8 月介護予防・日常生活支援総合事業により、市内全地区に第 2 層コーディネーター（地域支え合い推進員）を配置し、第 1 層コーディネーター（市全域を活動対象）を本社協は受任しました。

各地区へのコーディネーターの設置は、福祉関係者の永年の悲願であり、地域福祉にとって新たな時代の幕開けを感じさせます。地域支え合い推進員は、地区社協の事務も一部担当していますので、本社協は今後更に連携を強化します。

これからの地域福祉は、町内における地域福祉と地区における地域福祉が重要になっています。

地区社協間の定期的な情報交換や意見交換を行う機会を設定するとともに、市統一した事業については、積極的に地域に入って助言等を行います。

## 重点事業・重点検討の実施

### 1 重点事業の実施

#### (1) ご近所福祉ネットワーク活動の推進

ご近所福祉ネットワーク活動は、平成 24 年度からの 5 年を計画年度とする第 2 次地域福祉計画の中で、重点事業として位置づけられたことから始まりました。

計画の中では、社協に「支え合いネット活動コーディネーター」を配置し、各町内に福祉部会を設置して要支援者の発見を図るとともに、支え合いネットチーム（支援チーム）を構築しようとするものでした。

その後、わかりやすい名称とするため、平成 24 年 6 月市区長会連合会、市民生委員児童委員協議会連合会、市、市社会福祉協議会の役職員が集まり、「小地域福祉ネットワーク推進委員会」を構成し、この活動に「ご近所福祉ネットワーク活動」と愛称をつけました。当時、本市には、類似した制度として災害要援護者避難支援制度が運用されていたので、同制度と一体的に運用することとしました。

この災害時要援護者避難支援制度は、地域の支援者が選定されていないという課題がありましたが、逆にここを改善する作業がご近所福祉ネットワーク活動になると考えました。

しかし、ご近所福祉ネットワーク活動について、何らかのかたちで町内で福祉について話し合っただけであればいいというあいまいな推進方法を取ったため、なかなか体制の整備は進みませんでした。整備率は、平成 29 年 6 月全町内に調査したところ、26 町内、16.9%と低調な状況となっています。

そこで、ご近所福祉ネットワーク活動の推進に当たっては、まず町内に福祉部会や福祉委員会等の組織を立ち上げていただくことを主眼に、平成 30 年度から「ご近所福祉町内体制助成事業」を始めました。結果、市内 42 町内、27.2%の整備率となっています。

今後、ご近所福祉ネットワーク体制の整備がある程度進めば、情報交換会等も開催しながら、活動の継続、活動内容の充実を目指していく予定をしています。

平成 30 年 6 月現在の町内体制地域包括支援センターの「介護予防・日常生活支援総合事業」と、社会福祉協議会の地域福祉事業は、目的を一にするものであり、お互い連携を図りながら事業を進めることが望ましいです。よって、本社協が「介護予防・日常生活支援総合事業」の第 1 層コーディネーターを受けるなど情報共有しながら地域での支え合いづくり、福祉のまちづくりを図っていきます。

市小地域福祉ネットワーク推進委員会、市民生委員児童委員協議会連合会、市区長会連合会、市とご近所福祉ネットワーク活動推進について随時協議を行います。

また、平成 29 年 7 月から各地区公民館に地域支え合い推進員が配置されたので、推進

員と連携したご近所福祉ネットワーク活動の推進を図っていきます。

町内に福祉部会や福祉委員会などの組織を立ち上げていただくことがまず当面の目標とし、町内に福祉部会や福祉委員会を設置していただき、一定の活動をしていただいた町内に活動費を助成する事業を実施します。

当市における避難行動要支援者支援制度及びその運用について市と協議します。また、見直すべき点については、市に働きかけます。

ご近所福祉ネットワーク活動に係る説明会、出前講座、フォーラム、社協だより、ホームページによる啓発などを行っていきます。

## (2) 地区社会福祉協議会活動の活性化の研究・実施

各種アンケートにおいて、地区社会福祉協議会の役割の重要性が多く言われています。また、本社協と地区社協の連携が少ないとか、本社協のリーダーシップが足りないなどの指摘も受けています。

本社協の実態を見ると、厳しい赤字財政状況の中、専任のコミュニティソーシャルワーカー（CSW）を配置することも当面できない状況であるため、地域福祉を所管する職員が、問題意識をもち、適切かつ積極的に業務を行うことが必要です。

また、一方で、地区社会福祉協議会は、地区住民の意思で運営する組織であり、それぞれの地区社会福祉協議会が地区の状況に応じた施策や事業を展開することが期待されています。

本市におけるこれからの地域福祉は、町内での取組、地区での取組が重要になってきます。地区での取組は、町内での取組の支援や町内よりもやや大きな地域を圏域とした取組を実施するまとめ役として、地区社会福祉協議会の役割は非常に重要となっています。

本社協は、財政的支援や情報交換会などの設定、共通事業の調整などを行うことが現在の役割であると認識しています。よって、各地区社協の活動状況等について、情報交換を行うとともに、市全域共通の課題も含め協議するため、地区社協会長会議等を適宜開催します。

座談会やアンケートなどを通し、住民が抱える様々な福祉課題を把握するとともに、その課題を地域の課題としてとらえ、各地域の多様な活動主体が連携・協働して出来るところから取組を進めるため、「地区地域福祉活動計画」策定を推進します。

地区の社会福祉事業の発展を図るためには、「地域支え合い推進員」が地区社会福祉協議会の事務局としての業務も一部担うこととされました。また、「第1層地域支え合い推進員（生活支援コーディネーター）」を受任するなど地域支え合い推進員の所属先である地域包括支援センターとの連携も図ります。

### ☆ コミュニティソーシャルワーカー（CSW）とは

コミュニティソーシャルワーカー（以下「CSW」という。）とは、地域において生活上の課題を抱える個人や家族に対する個別支援と、それらの人々が暮らす生活環境の整備や地域住民の組織化などの地域支援をチームアプローチによって、統合的に展開する地域福祉活動の専門職である。これからの地域福祉の推進に欠かせない専門職で、地域住民や多職種によるネットワーク形成や社会資源の活用などを行う。また、個別支援を地域支援に発展させ、要支援者を地域で見守れるように新たな活動の展開を図る。

### （３） 福祉委員制度の円滑な運営

鯖江市の福祉委員は、平成 17 年度に福祉協力員制度が設けられ、平成 27 年度に現行の福祉委員制度に衣替えしました。

民生委員児童委員は非常勤の地方公務員という身分を有しますが、福祉委員は市社会福祉協議会長と地区社会福祉協議会長から委嘱を受けており、近隣住民のボランティアという位置づけです。

福祉委員の基本的な業務は、地域のアンテナ役であり、見守り・安否確認・声かけや本社協・地区社協活動への協力などが役割です。福祉委員によっては、ふれあいサロンの運営に携わっている人もいて、活動頻度に差があります。

福祉委員は地区社協会長から委嘱されているので、手当を支出している地区もあります。県内でも市町によって扱いに差があります。

全福祉委員共通の活動に対して、手当までは出さないとしても費用弁償は支出すべきという考えもあります。

平成 31 年 3 月の地区社協会長会議において、本社協事業への協力に対する費用弁償を地区社協に交付します。実際の使途は地区社協で検討、実施することとなりました。

福祉委員の活動については、本社協や地区社協の事業への協力、町内での見守りやふれあいサロンへの参画、民生委員児童委員への協力が考えられます。しかし、役割が明確でないとの地域での意見もありますので、引き続き調査研究を図ります。

福祉委員の学習の機会が少ないので、本社協において研修をしっかりと行うよう意見が出されており、今後とも地区社協と協力し、福祉委員への研修の機会を充実します。

福祉委員の地区内での交流及び組織化を推進します。

#### (4) ボランティア活動（ボランティアセンター事業）の推進

本市は世界体操選手権の開催や豪雨災害の経験から、ボランティア活動が比較的活発です。平成 28 年 2 月に市が行った地域福祉アンケートでは、回答者の 3 人に 1 人がボランティア活動の経験があると答えています。また、参加のきっかけとして、「自己啓発ややりがい求めて」や「支援を必要とする人がいたから」という積極的な要因をあげる回答者も多い状況です。

本社協では、市ボランティアセンターを設置し、ボランティアのコーディネート、ボランティア活動に関する相談、情報の提供、各種奉仕員・ボランティア養成講座、研修会の開催、ボランティア活動の広報啓発などを行っています。またその他にも、ボランティアサロンの開催、ボランティアまつりの開催、鯖江市福祉ボランティア連絡協議会の運営、ボランティア保険の取扱いなどの事業を行っています。

ボランティアグループからは後継者不足ということを耳にすることもあります。一方で、「定年退職して時間ができたので、ボランティア活動をしてみたいがどうすればよいかわからない」という声もあります。これまで地域や福祉に関心、経験がなくても、定年を迎えた方や子育てが一段落した人など様々な経験を有する市民の皆さんが、身近な地域で活躍できるような環境づくりが求められています。

福祉教育協力校事業など学童などの幼い時から社会福祉について学び、共生社会の創造を図ります。

福祉講演会等を開催し、福祉意識の高揚を図ります。

人材育成のため、各種奉仕員養成講座を実施します。

ホームページにおいて、ボランティア情報を提供します。また、広報紙によりボランティア活動の状況等を提供します。

ボランティアの継続と拡大に向けて、報酬の是非の検討を行います。

先進地においては、生活圏域においてボランティアセンターを設置しているところもあります。鯖江市地域包括支援センターと協働し、町内での支えあいを補完するためにも、地区社協においてボランティアセンター機能を保有するよう取組を進めます。



## (5) 災害ボランティアセンターの活動推進

災害が発生した場合、被災地では災害ボランティアによる支援活動が大きな力を発揮し重要な役割を担っていますが、「災害ボランティアセンター」は、そのボランティア活動を効率よく推進するための組織です。

本市では豪雨災害を経験したことから、災害時に迅速に災害ボランティアの受入れと派遣を行うために、青年会議所（JC）・さばえNPOサポートなど 8 団体で構成する鯖江市災害ボランティアセンター連絡会を本社協に設置し、毎年数回の会議のほか、研修会、総合訓練への参加を行っています。

また、県内で災害が発生した場合に備え、災害発生地域での福祉活動の展開に万全を期すために、平成 18 年度に県、市、町の各社会福祉協議会が相互に支援を行うための協定を締結し、協力体制も整備しています。

災害時に円滑に災害ボランティアセンターを設置し、運営ができるよう災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルを点検し、必要な見直しを行います。また、外国人や障がい者など多様な人に対応できるよう配慮します。

次に、被災地にボランティアを派遣する際のマニュアルについても作成します。

災害ボランティアセンターマニュアルに基づき、訓練を行います。

災害ボランティアセンターの訓練に一般市民の参加を呼びかけたり、啓発活動により、ボランティアセンターに対する知識の普及を図ります。

## 2 重点事項の検討

### (1) 事業のあり方や要否の検討

#### ①

結婚情報センターでは、毎月2回夕方に結婚相談を実施していますが、市でも婦人協議会が市の委託を受けて結婚相談を実施しています。本社協は財政がひっ迫しており、社協としてすべき事業か、どのように運営すべきかなど研究をしていく必要があります。

併せて、出会い交流事業についても結婚情報センター登録者を対象に実施しており、他の民間事業者でも婚活パーティなどが開催されており、この事業のあり方についても検討が必要です。

同様の事業を行っている社協の実態を調査するとともに、本社協における事業のあり方について検討します。

#### ②

本社協における福祉有償運送による移送サービスは、自動車の運転ボランティアにより支えられていますが、移送サービスの事業者が増加している現在、本社協が実施すべきかどうかの検討が必要です。また、ボランティアの確保が難しいという課題もあります。

本社協における福祉有償運送による移送サービスの必要性について調査、検討します。

#### ③

障がい者関係の事業は、奉仕員養成、点訳・音訳広報等発行、外出支援などの社会参加促進事業のほか、障害者生活支援センターでの相談支援事業が実施されています。

発達障がい等の相談会「たくみ会」を月に1回開催していますが、社会福祉協議会として更に市民ニーズにこたえるため、当事者とも協議の上、更なる事業展開が必要です。

当事者へのアンケート結果では、未就学児のデイサービスや療育の充実について要望があり、鯖江市の障がい施策の充実が求められています。

当事者グループとの連携を深め、障害者生活支援センター事業の豊富化を検討します。  
また、行政への要望等当事者グループの活動を支援します。

④

日常生活自立支援事業とは、障がいや加齢等により日常生活の判断に支援が必要な方に対し、福祉サービスの利用手続きや金銭管理のお手伝いをして、いきいきと安心して暮らせるようサポートします。この事業は、社協固有の事業で、県社協からの委託事業ですが、委託料が不十分な状況です。

近年このサービスのニーズが高まっており、ケアマネージャー等の関係者から対応の強化が求められています。

成年後見制度に関する社協の取組が始まっており、本社協としても研究が必要です。

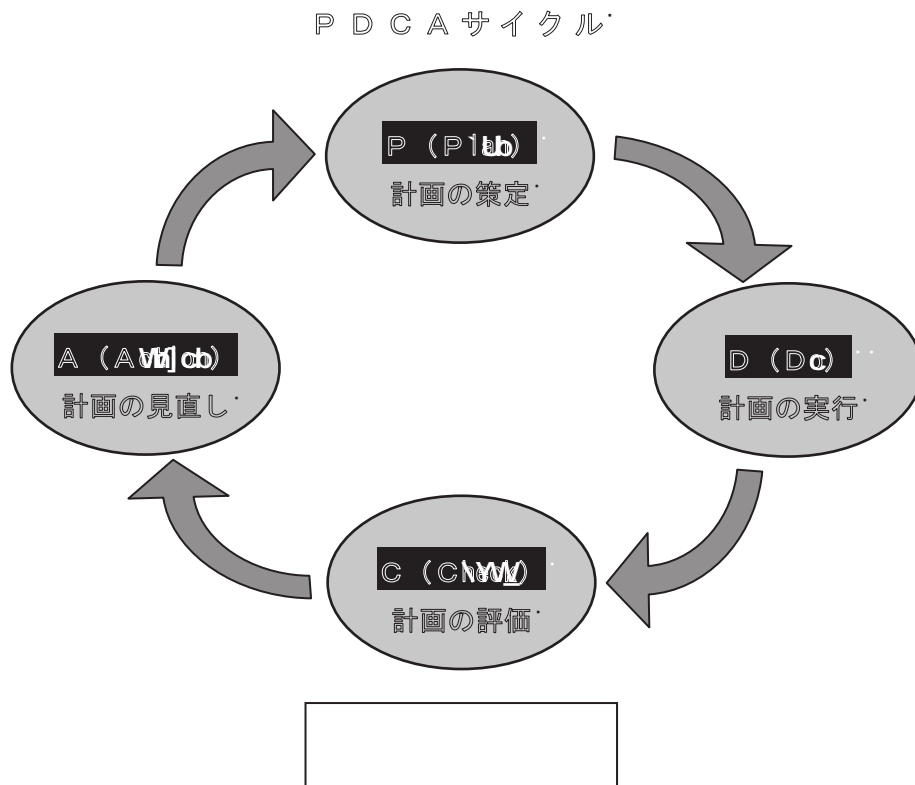
財政状況を見ながら、日常生活自立支援事業に支障がないよう職員配置等検討していきます。また、併せて成年後見制度についても研究していきます。

国庫事業である本事業は、平成 12 年の社会福祉基礎構造改革により、福祉サービスが「措置」から「契約」へと移行する中で、サービス利用者の利益を保護するため、第二種社会福祉事業として、平成 11 年 10 月から「地域福祉権利擁護事業」（平成 19 年度から「日常生活自立支援事業」）として、都道府県社会福祉協議会が実施主体となり事業展開しているところである。

本県においては、事業開始当初は広域行政圏域単位で委託していたが、平成 20 年度から県内全市町社協に委託している。

## 第4章 計画の推進に向けて

### (1) 理事会での施策・事務事業評価



### (2) 情報公開と外部評価について













					<hr/>				



















•

•

•

•

•

•

•

•

•

•



(敬称略・順不同)

No.	区 分	役 職 等	氏 名
%	学識経験者・アドバイザー	鯖江市福祉のまちづくり審議会会長 元大学教員	久常 良
&	住民組織関係者	市区長会連合会代表	青山 英彦
'	地区社会福祉協議会代表	吉川地区社会福祉協議会会長	小澤 邦嗣
(	〃	新横江地区社会福祉協議会会長	山田 喜久代
)	市民活動団体・ボランティア活動団体関係者	川島健康寿命ふれあいサロン代表	青木 みな子
*	〃	鯖江市福祉ボランティア連絡協議会会長	山越 隆
+	〃	特定非営利活動法人さばえ BDC サポート理事長	八田 登師男
,	社会福祉団体関係者	市民生委員児童委員協議会連合会会長	青山 昭八郎
-	〃	市子ども会育成連絡協議会会長	竹内 香代子
%\$	〃	鯖江市老人クラブ連合会会長	三上 利明
%%	〃	かがやきキッズ代表	梅垣 美
%&	〃	鯖江市精神障がい児(者)福祉協会理事	青竹 勝
%	公募により選出された市民	公 募 委 員	笠島 美穂
%	行 政	鯖江市健康福祉部社会福祉課長	品川 善浩
%	〃	鯖江市地域包括支援センター・グループリーダー	松田 千津子

年 月 日	内 容
平成 '\$年' 月 - 日 (水)	第 % 回策定委員会 (地域福祉を取り巻く現状、本社会福祉協議会事業報告・計画策定方針等)
' + 月 & 日 (火)	第 & 回策定委員会 (地域福祉活動計画と発展強化計画の位置付け、アンケート結果、重点実施事業、計画構成案等)
' 月 & 日 (木)	第 ' 回策定委員会 (計画書素案について)
令和元年' 月 '%日 (金)	計画書素案会長答申
随 時	久常 良委員長 f1アドバイザーと事務局とで打合せ



全国社会福祉協議会の主な参考指針等・本社協の計画

( (	
%	
%	
%	
&&	&\$%
& (%\$	
&+	&\$% &
&+	
&	&\$%
&- *	&

- %&	- %
&\$	&\$ &
&*	&* '\$



(单位：人)

%	'	'	&		*+
%	'	'	&		*'
%	'	%	%		*+
&\$	'	%	%		*-
&%	'	%	&\$		+\$
&&	'	&\$	%		+'
&	'	&	&\$		+*
&(	*'	)	-	%&	-\$
&)	+%	)	+	%%	-(
&*	*+	'	,	-	,+
&+	*'	)	,	-	,)
&	*\$	&	-	)	+*
&	*\$	&	-	)	+*

## 貸借対照表の推移

(単位：円)

	資産の部		負債の部		純資産の部
	流動資産	固定資産	流動負債	固定負債	
%	, %&-(, %&	% * %&, - * %&)- *	%&-% ' %&+&	' , %&* %&+&	&&+&(+ %&)&
%	%&-% * %& & %&(\$& (	% ( %& ) ** %&, + +	&+&((( %& %& %&	' - %& (, %& %& %&	& ) %& & * ( %& + \$& %&
%	% + %& % * %&, &&	' % %& \$& ) %& ( * -	% + %& \$& %& %& * )	( ) %& %& %& * %& \$&	& * , %& %& %& %& %& - *
%	(, %& + %& %& * %& ( &	& +, %& + * , %& , +,	' ' %& \$& - %& %& %& %&	( ) %& , + %& %& - ' \$&	& (, %& ) %& %& ) - \$&
%	( * %& + + %& %& ( (,	& + %& %& ) %& %& ) %& ) %&	' %& %& & + %& + ( +	) ( %& ( ' , %& ( + \$&	& %& %& * %& %& + , -
%	* %& \$& , , %& %& \$& - &	& ) %& %& (, ( %& ) %&	' * %& %& \$& ) %& %& ,	) ( %& - & %& %& , %& %&	&& ) %& %& %& - + (
%	* ) %& %& ' ' %& & +	& ( ' %& %& %& ( & %&	' ) %& %& %& %& %& ( )	) * %& - , , %& ( + )	%& %& %& ( \$& * %& %& %&
&\$	+ * %& %& - , * %& ' + &	&& %& %& ' %& %& + , (	' * %& %& - %& ) %& &	) * %& %& ' %& - ( )	%& %& %& , & ( %& %& ) -
%	, ) %& + ( * %& ) %& %&	&& %& %& ) - ' %& ) %&	' , %& %& %& %& ( %& %&	) %& %& & + %& - )	&& %& %& ( %& %& + %&
&&	%& %& %& ( ** %& ) ( -	&& * %& %& + %& ' ) &	' ' %& %& + %& %& %&	( - %& ) %& , %& %&	& ( ' %& , ) %& %& - \$&
&	%& %& %& ( & ) %& %&	&& %& %& , \$& * %& - * (	' ) %& , ) , %& ' %&	) ' %& , ' %& %& * )	& ( %& ) ( ' %& %& %&
&(	-- %& * %& %& %& %&	& ) %& ' %& ( ( %& + -	' ) %& %& ( %& %& %&	* %& %& , + %& * ) %&	& - %& & ) %& + -
&)	* ( %& \$& %& %& %& %&	% & %& + %& * %& %& %&	' + %& - - %& %& %& -	+ ' %& * + , %& %& %&	% ) %& %& , ) %& ( ,
&*	) + %& %& ( %& * ' (	% + ( %& + %& %& * ' ,	& ( %& * ' + %& ' %& %&	( %& %& ( ( ( %& - %&	% * %& + - - %& ( &
&+	) - %& ( ' %& %& ) **	% ) %& %& , ' %& %& %&	' %& %& ) , %& , - ,	' - %& ( * , %& %& + +	% ) ( %& * , * %& * ) &
&	) & %& + ) %& * , +	% , %& , + * %& , %&	& ) %& * ) & %& , ' %&	( ) %& %& * %& %& +	% %& %& * %& %& ) %&
&-	) - %& %& + %& (	% & %& + %& ) %& + &	' * %& %& %& ' +	( * %& - , ) %& , ( ,	% & %& %& + %& %& %&

### 第3次地域福祉計画アンケート一般市民の意見

基本目標	施策の方向	基本施策	地域福祉計画アンケート意見	施策・事業(案)
1. 地域福祉の人づくり	つながりのある地域づくり	地域住民の交流の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各地域団体の会員の高齢化と減少が大きな問題となっている。また、役員のなり手が無い。</li> <li>・地域に住む人同士のつながりが薄くなり世代間での交流が少ない。</li> <li>・老人と若者が協働できるまちづくりを推進してほしい。</li> <li>・子供たちが地域のお年寄りの方たちと触れ合うことによって、助け合いが生まれている。</li> <li>・核家族化が進んで、高齢者と幼い子供達とのふれあいの場が少なくなってきたので、一緒に遊んだり話したり、どのような高齢者や幼児が近所に住んでいるのかを知っておくためにも、そのような場を設けて欲しい。</li> <li>・近所や地域でのつながりを作るには、意識的に関わろうとすることが必要だと思う。</li> <li>・人と人が頑張らなくても付き合えるそんな空気の場所が重要。</li> <li>・人口も減り、子どもは少なく、高齢者が増えるが、気軽に皆が集まる場所があれば町内も活性化できる。</li> </ul>	
		地域団体の活性化		
	福祉意識の高揚	学校における福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・50代半ばから、心に余裕を持って地域福祉に関心を持てるように、遊びの中から続けてもらえる機会等があると良い。</li> <li>・若い人たちに福祉への関心を深く持ってもらえるといい。</li> <li>・住民の意識改革が、いろいろな視点から進められると良いと思う。</li> <li>・他人が困っていても知らない顔をしているようでは福祉のまちづくりが充実されるはずがない。</li> <li>・若いうちから地域福祉に興味、関心を持たせるため、幼児期からの教育が重要で、学校での情報発信をもっとすべきだと思う。</li> </ul>	福祉教育の継続 福祉情報の提供
		生涯学習と広報啓発の充実		
	ボランティア活動の推進	ボランティア活動の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティアは、人それぞれの考え方、体験、育ち方、家庭環境で違ってくる。60歳過ぎて定年になった人が、何らかのボランティアができる様、地域ぐるみで取り組むと良い。</li> <li>・福祉のまちづくりを仕事としてNPOに期待したい。</li> <li>・手助けしてくれるボランティア的な方が近所にいてくれたら、災害時にももっと協力でき、子供たちにも福祉の心が芽生えると思う。</li> </ul>	ボランティア情報の発信
		福祉ボランティアとNPO、災害ボランティアとの連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・何か人の助けになるような事をしたいと思うが、実際何も解からない。ボランティア募集とかがあれば出来ることなら協力したい。</li> <li>・広報などにボランティアの募集を記載しても、自ら進んで申し込む人は少ないと思う。</li> </ul>	
	多様な地域福祉の担い手づくり	当事者団体の積極的社会参加	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉に対する人材育成。各町内にリーダー格をつくる。</li> <li>・地域社会の取り組みに参加するため、企業も考えるべき。</li> </ul>	各種ボランティア養成講座の継続
		企業、学校、その他多様な主体の参入促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の支え合いや福祉サービスに協力していけるよう人材の育成にも努めてほしい。</li> </ul>	



基本目標	施策の方向	基本施策	地域福祉計画アンケート意見	施策・事業(案)
2. 情報提供・相談体制の充実と問題発見の仕組みづくり	情報提供の充実	情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・母親が抱える問題は育児のことだけでなく、仕事、介護、地域社会のことなど複雑に絡み合っている。多方面の機関と連携を取ることが必要。</li> <li>・情報過多といえる現在、より正しい情報を選択する力を養う手立てや、それをサポートする人間関係づくりをすることが大切になっている。</li> <li>・アパートに住んでいて町内のことすらわからない。情報を得る機会がない。</li> <li>・市役所へ行って聞かなければわからない情報だらけで、市民の多数はわかっていない。興味のない人にもわかるような活動や広報をしてほしい。</li> <li>・ご近所福祉ネットワーク、民生委員・児童委員、等々、対象者は異なるとは思いますが、よくわからない。</li> <li>・具体的に分かりやすく、いろんな情報を発信して、いざとなってからでも慌てないでいいようにすると良いと思う。</li> <li>・自分が支援を受ける立場になった時、何処でどのような支援が受けられるのか、まず情報を知りたい。</li> <li>・分かりにくい言葉で書いてあっては、利用すると言われていているようにも思える。</li> </ul>	情報提供の充実
	相談体制の充実	相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢消費者被害が増加し、深刻化している。情報の提供とともに、わかりやすい相談窓口での対応をお願いしたい。</li> <li>・心の病気で一人暮らしなので、不安なことが多くストレスがたまる。話しやすい環境をまず整えてほしい。</li> <li>・障がいがあるが、諸手続きが複雑で、説明を聞いてもよくわからない。</li> <li>・身近な地域で雑談が出来る場所が欲しい。</li> <li>・福祉、保健の支援を受ける手前の人に対する施策が必要だと思う。</li> </ul>	
	地域の問題発見体制の整備	地域の点検および問題発見体制の整備  虐待等の発見および専門機関への通報等の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一人暮らし高齢者が孤独死などしないように近所の人や行政で気を付けてほしい。</li> <li>・助けを求めるだけでなく、日ごろから困っている人を助けようという気持ちが大切で、元気な高齢者の力をうまく活用できるシステムがあるといいと思う。</li> <li>・支援が必要な人の情報は地域で共有して必要な時に手助けできるとよい。</li> <li>・民生委員・児童委員への負担が増えているので、区長さんなどを含めた支え合いの仕組みづくりが必要。</li> <li>・仕事をしているとご近所の人あまりわからず、地域住民の交流は必要なことだと思う。ただ、どのような方法かという難しい。</li> <li>・働く世代は地域のことまで手が回らないのが現状。退職後の元気な高齢者に活躍して欲しい。</li> <li>・細かな所まで世話をしたり、介入したりすべきではないと思う。大きな所をきちんとしてくれれば、個人は自己の責任で己の人生を全うする。個人ではどうにもならない部分をお願いしたい。</li> <li>・福祉のまちづくりは、善意、無償のボランティアだけでは行き詰まると思う。報酬ではなく、ポイント制、利用券等を導入してはどうか。</li> </ul>	ご近所福祉ネットワークの推進  地域の見守りは高齢者の活躍  有償ボランティアの育成

基本目標	施策の方向	基本施策	地域福祉計画アンケート意見	施策・事業(案)	
3. 地域で支える仕組みづくりと施策の充実	地域福祉を促進する拠点と仕組みづくり	地域福祉の課題把握と対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老人会とサロンの両立が難しい。会員がサロンに流れてしまう。</li> <li>・地域包括ケアシステムの構築を実現するために、老人クラブも協力したい。地域包括ケアを進めるために地域の人に理解してもらい地域で支え合うことが重要。</li> <li>・障がい者の引きこもりの老人をサロンに誘いたい。</li> <li>・家庭で子育てをサポートする祖父母への支援も必要。</li> </ul>		
		寄付文化の醸成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・突発的な問題が起きて本当に困っているときの支援として「一時あずかり」をしてもらえる場が身近なところが必要である。</li> <li>・福井県は共働きが多いので、子どもにそそぐ時間が足りない。子育て支援に力を注ぐべきである。</li> <li>・女性の社会進出が叫ばれている割には、子育て支援に対する人的投入、資金投入が極めて低い。</li> <li>・児童館など、子供が一人で留守番をしなくても良い施設が多くあると、共働きの家庭は安心して働くことが出来、子供も友達等からいろいろ学び、豊かな地域社会に繋がっていくと思う。</li> </ul>		
		自殺者対策の推進			
		自立支援の充実			
		健康寿命ふれあいサロンの充実			
		介護予防・日常生活支援			
		子育て支援の充実			
		結婚活動の支援			
	地域で支えるネットワークづくりから地域包括ケアシステムの構築へ	地区社会福祉協議会の地域福祉活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭や地域社会における子育て機能が昔に比べ弱くなっている。</li> <li>・地域のみinnで子育てを支援していこうとする取り組みと、個人情報を守ることのバランスのとり方が難しい。</li> <li>・プライバシーへの問題もあるが、きめ細かな住民相互の助け合いと行政からの指導が必要と思う。独居老人等への細かな観察や配慮が不十分に思われる。</li> </ul>		町内におけるご近所福祉ネットワーク活動の推進
		地域における支援システムの構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者の一人暮らしが多いので、民生委員・児童委員の数が増えるといい。</li> <li>・町内において、福祉と安全の部会に分けて組織づくりをし、高齢者の一人または二人暮らしの世帯が一目でわかるマップを作成し把握する。それを基本に、地区や行政と連携を密にし、必要に応じて声かけを継続していく。</li> <li>・元気な高齢者の力をうまく活用できるシステムがあるといいと思う。</li> <li>・地域のイベントや地区の役割などに、半ば強制的にでも参加することで、地域のつながりができて万が一の時によいネットワークが発揮できる。</li> <li>・福祉は家族や地域での人と人の絆づくりからだと思う。</li> </ul>		地区における地区社協の活性化
関係機関・団体の連携強化		<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て、介護など家族の協力は絶対必要だが、町内や近所のつながりもとても重要だと思う。</li> <li>・住民が支えあっていくのは理想だが、自分たちの生活がいっぱいではなかなか困難だ。</li> <li>・高齢者・一人暮らし世帯が増える中で、小地域での支え合いが重要。</li> <li>・近所に高齢者の一人暮らしの方がいて、もしもの時に連絡先もわからず心配。</li> <li>・今後の少子高齢化時代を支えるために、隣近所のつながりや60歳前後世代の協力は必要だと思う。ハードルを低くして負担のないようにしてほしい。</li> </ul>			

基本目標	施策の方向	基本施策	地域福祉計画アンケート意見	施策・事業(案)
4. 権利擁護と安全なまちづくり	人権尊重と福祉サービスの質の確保	人権等の理解促進		
	地域福祉権利擁護の推進	地域福祉権利擁護の推進		
	災害時の支援体制の充実	避難行動支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者は災害時取り残されてしまうのではないかと心配。</li> <li>・50・60歳代の人は地域の高齢者や独り暮らしの人がどこにいるかなどの把握をしているかもしれないが、若い世代は、子どものつながりしかわかっていない。災害時等の時に力を発揮するために日頃からの把握が必要。</li> <li>・近所に高齢者の住宅もあり、道路の除雪をはやくしてほしい。</li> <li>・一人暮らしの人の緊急対策で、近くの施設や病院等にボタン1つで救急を知らせたり、通報出来たりするラインを作ると老後が安心だと思う。</li> <li>・避難行動要支援者登録制度の登録申請を民生委員・児童委員が手続きするのでは無理があり、一番身近な町内の人が行うべきだと思う。一町内一人選出の民生委員・児童委員ではないので、高齢者も信用して登録に協力しないと思う。</li> <li>・いつ起こるか分からない災害に対して、昼夜それぞれの訓練を行い、町内で災害発生時避難支援組織を確立すべきだと思う。</li> <li>・避難行動要支援者登録も一度すれば終わりではなく、状況が変わるので常に更新も必要だと思う。</li> </ul>	<p>福祉避難所の運営</p> <p>災害時避難行動支援は、民生委員から町内ぐるみの対応へ</p> <p>災害時避難行動支援要支援者登録は、状況に応じ更新するなど運用の見直しが必要</p>

%			
&			
.			
(			
)			
*			
+			
,			
-			
%\$			
%%			
%&			
%			
%<			
%>			
%*			
%+			
%,			
%-			

%			
&\$		(	
&%			
&&			
&'			
&(			
&)		1	
&*			
&+			
&,			
&-			
'\$			
'%			
'&			
''			
'(			
')			
'*			
'+			

' ,			
' -			
(\$			
(%			
(&			
('			
((			
()			
(*			
(+			
(,			
(-			
)\$			
)%			
)&			
)'			
)((			
))			

)*			
)+			
),			
)-			
*\$			
*%			
*&			
*'			
* (			
*)			
**			
* +			
*,			
* -			
+\$			
+%			
+&			
+'			
+ (			

+) )			
+*			
++			
+,			
+ -			
, \$			
, %			
, &			
, '			
, (			
, )			
, *			
, +			



【鯖江市・鯖江市社協の強み・弱み】

1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			



◎3月13日(火)までに、押印の上、古封筒に入れて直接事務局長に提出してください。

.....  
.....

.....

	1	9	2	11		7	4	19	5	9
	1	12	2	25		13	4	4	5	1
	1	7	2	24		13	4	9	5	2
	1	20	2	23		11	4	0	5	0
	1	16	2	28		6	4	1	5	2
	1	3	2	17		20	4	13	5	2
	1	3	2	11		22	4	10	5	8

.....

		16		16		17	4	1	5	0
	1	4	2	19	3	28	4	0	5	0
	1	8	2	15	3	21	4	7	5	1
	1	14	2	16	3	18		3	5	1

.....

	1		34	2		15				
	1					27				13
	1	2	2	5	3	26	4	12	5	7
		2	2	5		21		17		9

.....

		5	2	22		20		10		6
		3	2	8		22		12		9